令和6年度 認可外保育施設 自主点検表(運営管理)

施設種別			設置者名		
施設名					
所在地	川越市				
記入者	職名		氏名		
連 絡 先	電話番号	FAX番号	e-ma	ail	
記入年月日		年	月	В	

川越市福祉部指導監査課

電話番号:049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領 1 自主点検表の対象

この点検表は、<u>認可外保育施設(1日に保育を行う乳幼児が6人以上の施設、1日に保育を行う乳幼児が5人以下の施設、法人ベビーシッター、個人ベビーシッター)</u>を対象としています。

- 2 記入方法 (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。プルダウンメニューより選択する方式となります。 ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。 (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略称	名 称
法	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
指針	保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)
指導監督基準	認可外保育施設指導監督基準
児童福祉施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
家庭的保育事業等基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第 61号)
労基法	労働基準法

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
1 面積	保育室等の構造、設備及び			171 Section Section 18
(1)		はい・いいえ	⇒ 面積及び人数を記入してください。 ★6人以上の施設 保育室面積: ㎡ 定員: 人 月極契約乳幼児数: 人 総乳幼児数: 人 総乳幼児数: 人 で 概ね入所乳幼児 1 人当たり1.65㎡以上確保することが必要です。	指導監督基準第2・1(2)
			 ○ 月極契約乳幼児数及び総乳幼児数のいずれについても1人当たりの面積を満たす必要があります。 ★5人以下の施設保育室面積: mổ定員: 人月極契約乳幼児数: 人総乳幼児数: 人 	指導監督基準第2・2(1) 家庭的保育事業等基準第 22条 指導監督基準第2・2(2)
*	ベビーシッターは"2(6)"へ		してください。	
	調理室 調理室は、当該施設内に あって専用のものですか。 施設外共同使用の場合は、 必要な時に利用できます か。	はい・いいえ	 ○ 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を 行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理 機能を有していることが求められます。 ○ 調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安 全が十分確保される状態となっていることが求められます。 	指導監督基準第2 • 1(1)
			○ 5人以下の施設については、調理設備で差し支えありません。	
2	調理室は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	→ 区画等の方法を記入してください。	
3	衛生的な状態が保たれてい ますか。	はい・いいえ・ 該当なし		
	1 歳未満児とその他の幼			
	D区画 おおむね1歳未満児とその 他の幼児の保育場所とが区 画され、安全性が確保され ていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	○ おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を 行う場所は、別の部屋であることが望ましいですが、部屋を別 にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画す る必要があります。	指導監督基準第2・1(3)
`- ` .	保育室の採光、換気、安			
	Eの確保 採光が確保されています か。	はい・いいえ	〇 窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上である ことが望ましいです。	指導監督基準第2・3(1)
2	換気が確保されています か。	はい・いいえ	○ 窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましいです。	指導監督基準第2・3(1)
3	乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていませんか。	はい・いいえ・ 該当なし		
	便所 便所用の手洗設備が設けられ、衛生的に管理されていますか。	はい・いいえ	○ 十分な清掃がなされ、清潔が保たれるようにしてください。○ せっけん、ペーパータオル等の設置により環境を整えてください。	指導監督基準第2・3(2)
2	便所は、乳幼児が安全に使 用するのに適当なものと なっていますか。	はい・いいえ		
3	便所は保育室及び調理室と 区画され衛生上問題ありま せんか。	はい・いいえ	⇒ 区画等の方法を記入してください。	
			○ 十分な清掃がなされ、清潔が保たれるようにしてください。 18° × ***********************************	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
④ 便器の数は、おおむね幼児 20人につき1以上ありますか。2 非常災害に対する措置	はい・いいえ	⇒基 ○ 使所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ない場合については、必要数を下回っていても差し支えありません。	
(1)消火用具の設置 ① 消火用具は設置しています か。	はい・いいえ	○ 消火用具が設置されている場合であっても、使用期限が過ぎている場合は機能が失効していますので交換等の対応をしてください。	指導監督基準第3・1(1)
② 職員は消火用具の設置場所 及びその使用方法を知って いますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法を記入してください。 ○ 消火用具の設置場所等につき、職員に周知が図られている必要があります。	
(2)非常口の設置 ① 非常口は、火災等非常時に 乳幼児の避難に有効な位置 に、適切に設置されていま すか。	はい・いいえ	○ 退避用経路を設け、障害物等により退避用経路が塞がれること のないようにし、乳幼児が安全に避難できる状態を確保してく ださい。	指導監督基準第3 • 1(1)
(3)非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 ① 非常災害に関する具体的計 画を適正に作成しています	はい・いいえ	○ 収容人数30人未満の施設であっても、非常災害に対する具体 的計画(緊急時の具体的内容及び手順、職員の役割分担等を記	指導監督基準第3・1(2)
か。		した計画)を作成する必要があります。 【従業員を含め収容人員30人以上の場合】 ⇒ 届出(変更)年月日 年 月 日 日 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	消防法第8条
② 具体的計画を職員に周知していますか。	はい・いいえ	画に基づき、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」としてください。 ⇒ 周知方法を記入してください。	
		○ 具体的計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示した りしてください。また、緊急連絡網や避難経路は、職員に異動 があった場合には、そのつと整備し、職員に周知してくださ い。	
③ 【従業員を含め収容人員 30人以上の場合】 防火管理者を選任し、所轄 の消防署に届け出ています か。	はい・いいえ・ 該当なし	→ 防火管理者職・氏名: 届出年月日: ボーナントのオーナーや管理組合等が防火管理者になっている場合は、届出がされていることを確認しその内容を記載してください。 ○ 防火管理者は、職場における防火管理業務全般について強い権限が与えられています。異動等で防火管理者が欠けた場合は、直ちに選任し、所轄消防署に届け出る必要があります。	消防法第8条 消防法施行令第3 条、3条の2
(4)消火・避難訓練の実施 ① 消火・避難訓練を適切に実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の訓練の実施回数を記入してください。 遊難訓練	指導監督基準第3 • 1(2) 指針第3章4(2)
(5)業務継続計画		ます。 通報訓練の実施回数は、法令による定めはありませんが、年1回以上は実施するようにしてください。 従業員を含め収容人員30人以上の場合には、消防署に訓練実施計画を届出のうえ、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年2回以上実施してください。	消防法施行規則第3条第10項・第11項 (昭和62.9.18社会局長等連名通知)社会福祉施設における防火安全対策の強化について
※①〜③まで努力義務 ① 業務継続計画を策定していますか。	はい・いいえ	○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。	指導監督基準第3・1(2) (児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準第9 条の4)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
② 職員に対し、業務継続計画 について周知するととも	はい・いいえ	⇒ 周知方法を記入してください。	
に、必要な研修及び訓練を 定期的に実施しています			
か。 		→ 研修実施日 年 月 日	
	H1 1112	訓練実施日 年 月 日	
③ 定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行っ ていますか。	はい・いいえ	○ 業務継続計画の策定にあたっては ・業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめ た業務継続ガイドライン ・業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見 直しに資する研修動画 ・感染症対策マニュアル及び研修動画 が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて業 務継続計画を策定するためのひな形を作成しているため、参照 してください。また、「保育所における感染症対策ガイドライ ン」も併せて参照してください。	
(6)防災上の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について検討及び実施してください。	指導監督基準第3・2
※ベビーシッターのみ			
		アルを整備し、保育従事者へ周知してください。	
* 1階の施設・ベビーシッ * ターは"4"へ			
3 保育室を2階以上に設ける場合の条件 (1)共通			
① 保育室その他乳幼児が出入 りし又は通行する場所に、 乳幼児の転落事故を防止す る設備を備えていますか。	はい・いいえ	⇒ 転落事故を防止する設備等を記入してください。	指導監督基準第4(1)~ (3)
※ 3階以上の施設は"(3)"へ			
(2)保育室が2階の場合の条件 ① 耐火建築物若しくは準耐火	はい・いいえ	○ 以下の①~③のいずれかを満たす必要があります。	指導監督基準第4(1)
建築物又は乳幼児の避難に 適した構造の施設若しくは 設備のいずれかを満たして いますか。		① 耐火建築物 ② 準耐火建築物 ③ 以下の常用及び避難用の設備(乳幼児の避難に適した構造 のものに限る)がそれぞれ1以上設けられている	建築基準法第2条第9号 の2・第9号の3
		常用の設備屋内階段	建築基準法施行令第12
		屋外階段 ・ 避難用の設備	3条第1項•第3項
		屋内避難階段または屋内特別避難階段 一 待避上有効なバルコニー	3. S.
		準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段	建築基準法第2条第7号 の2
(3)保育室が3階以上の場合の 条件			指導監督基準第4(2)(3)
① 耐火建築物ですか。	はい・いいえ		
② 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備がありますか。	はい・いいえ	★ 保育室が3階の場合 ○ 以下の①及び②の設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る)をそれぞれ1以上備える必要があります。	
		① 常用の設備 屋内避難階段または屋内特別避難階段 屋外階段 ② 避難用の設備	建築基準法施行令第12 3条第1項·第3項
		屋内の設備 屋内避難階段または屋内特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段	建築基準法第2条第7号
		★ 保育室が4階以上の場合 ○ 以下の①及び②の設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る)をそれぞれ1以上備える必要があります。	
		① 常用の設備 屋内避難階段または屋内特別避難階段 屋外避難階段	建築基準法施行令第12 3条第1項~第3項
		② 避難用の設備 屋内避難階段または屋内特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路	建築基準法施行令第12 3条第1項・第3項第2 号〜第4号・第10号

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
		屋外避難階段	建築基準法第2条第7号建築基準法施行令第12
③ 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にありますか。	はい・いいえ		3条第2項
④ 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸になっていますか。	はい・いいえ	○ 以下の①~③の施設又は設備のいずれかを備える必要があります。 ① 調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ※ ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第 112条第1項
⑤ 壁及び天井の室内に面する 部分の仕上げを不燃材料で していますか。	はい・いいえ		
⑥ 非常警報器具又は非常警報 設備及び消防機関への通報 設備(電話で可)はありま すか。	はい・いいえ	※ 非常警報器具:警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等 ※ 非常警報設備:非常ベル、自動式サイレン、放送設備等	
⑦ カーテン、敷物、建具等で 可燃性のものは防炎処理されていますか。	はい・いいえ		

のよかまたみに合わせない中のよかなも師!! ±す

<u> </u>	京検表作成に合わせ施設内の点検をお願いします。				
	点検項目			点検項目	確認
1	階段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止がなされているか。		14	マンホールの蓋は容易に開けられる状態になっていないか。	
2	床破損、欠損、段差等、歩行に障害(危険)はないか。		15	屋外遊具(ブランコ、すべり台、プール等)に破損箇所や危	
3	非常口の開閉、非常口への通行に障害(不要物の放置)はない			険箇所はないか。	
	か。		16	砂場やプール及びその周辺に危険はないか。	
4	避難路、非常階段、非常用滑り台に障害(障害物、無灯火、樹		17	建物上部からの落下物への対策がなされているか。	
	木、着地の安全)はないか。		18	門扉の開閉に問題(破損や鍵の故障等)はないか。	
5	ガラスの破損(特に2階以上の階)による事故防止に配慮がなさ		19	タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。	
	れているか。		20	危険物が放置されていないか。(特に火気を使用する付近の	
6	ベッドからの転落防止がなされているか。			紙・布類等の可燃物)	
7	家具、備品などの転倒防止がなされているか。		21	火災通報装置等の前に物が置かれていないか。	
8	棚(居室や洗面所等) などから物が落ちる恐れがないか。		22	物置、車庫や門扉・堀など附帯設備の管理は十分か。	
9	居室及び宿直室等の暖房器具(電気・石油ストーブ)の安全対策 がなされているか(転倒防止、接触防止、換気等)。		23	作業場の機械類の安全確保はされているか。 (木工器具など)	
			L		
10	手洗い場は清潔か。また、角などは危険な状態になっていない か。		24	送迎バスの駐車場所の安全は確保されているか。 特に利用 者の乗降時の安全確認等を行っているか。	
11	換気扇等のカバーが外れ、回転部が露出していることはないか。		25	利用者の安全確保のため、職員の死角となるような箇所はな	
12	小型昇降機(リフト)は停止の状態で扉が開くことがないか。			いか。	
13	トイレの設備に不備はないか。清掃が良くなされているか。				

(注) 確認欄は、状態が良好な場合は〇を、不良箇所がある場合は×を選択し、×については、その状態を下記に記入してください。また、占給項目に該当しない場合は、該当なしを選択してください。

/C 、 無1	大点日に以上しない場合は、以上なりと送択してくたとい。
点検項目番	不良箇所状態

4	利用者	うへの	情報提	是供	
	事業所				
	-ビス内 インタ				
_	<u>1 ノン</u> その閲覧				
					- 0

はい・いいえ

- 届出対象施設については、以下の内容について掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられています。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)に掲載することとしています。
- ※ サービス内容の掲示に記載すべき事項
 ① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ② 建物その他の設備の規模及び構造 ※ベビーシッター以外
 - ③ 施設(事業所)の名称及び所在地
 - ④ 事業を開始した年月日
 - 開所している時間(保育提供可能時間)
 - (家有提供可能時間) ⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近

4ページ【認可外保育施設(運営管理)】

指導監督基準第8(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
		のものの内容及びその理由 ⑦ 入所(利用)定員 ⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定 <u>※ベビーシックー以外</u> ⑨ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪ 緊急時等における対応方法 ⑫ 非常災害対策 ⑬ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。) ★5人以下の施設・ベビーシッター ⑮ 設置者及び職員に対する研修の受講状況 ★ベビーシッターのみ ⑯ 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況	
(2)利用者に対して契約内容を 書面等により交付しています か。	はい・いいえ	○ 利用者に対し書面等により交付すべき事項 ① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ② 利用者が支払うべき額に関する事項 ③ 施設の名称及び所在地 ④ 施設の管理者の氏名 ⑤ サービスの内容 ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	指導監督基準第8(2)
(3)契約内容及びその履行に関する事項について十分説明をしていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第8(3)
5 備える帳簿等 (1)職員及び利用乳幼児の処遇 の状況を明らかにする帳簿を整 備していますか。	はい・いいえ	<作成しているものに○をしてください。> ※ 法令で作成が義務付けられているもの以外は例示になります。 ① 利用乳幼児・児童等に関する帳簿(例) □ 児童出席簿 □ 児童台帳 □ 児童の健康管理に関する記録 □ 契約書 □ その他(指導監督基準第9
		★個人ベビーシッター以外 ② 職員に関する帳簿 (例) 一 労働者名簿	労基法第107条、第1 08条、労働安全衛生規 則第51条、労働者派遣 法第42条ほか

令和6年度 認可外保育施設 自主点検表(処遇)

施設種別			設置者	名			
施設名							
所在地	川越市						
記入者	職名		氏名				
連 絡 先	電話番号	FAX番号		e-ma	iil		
記入年月日		年	月		В		

川越市福祉部指導監査課

電話番号: 049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

この点検表は、<u>認可外保育施設(1日に保育を行う乳幼児が6人以上の施設、1日に保育を行う乳幼児が5人以下の施設、法人ベビーシッター、個人ベビーシッター)</u>を対象としています。

- 記入方法
- 2 記入り法 (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。プルダウンメニューより選択する方式となります。 ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。 (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略称	名 称
法	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
指針	保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)
指導監督基準	認可外保育施設指導監督基準
児童福祉施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)
労基法	労働基準法

自主点検項目	点検結果				Ē	記入	.欄及	えび .	点棱	その 7	ポイ	ント	`					根拠法令等 【確認資料】
1 保育に従事する者の数及び 資格 (1)国の人員配置基準を遵守し ていますか。	はい・いいえ	⇒ 下表の色の付いた部分を記入し、表を完成させてください。 ★6人以上の施設 ○歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 月極契約乳幼児 【保育従事者の配置状況】 【 月 1 日 現在】									指導監督基準第1・1(1)							
				児童	直数				要配置			※実	地指 暗	導実 場員配	施日(の前へ ※	7月	· 判定
		7:00 7:30 8:00 8:30	0	1,2	3	4,5	0	1,2	3	4,5	āŤ	0	1,2	3	4,5	free	計	
		9:00 12:00 15:00 16:30																
		17:00 17:30 18:00 18:30																
		19:00 20:00 22:00 0:00																
		2:00 6:00 7:00																
		総乳幼! 【保育従			置状》		-時到		<u>り)</u> 要配置	置数	[地指	導実	日 施日(の前へ		判定
		7:00 7:30 8:00	0	1,2	3	4,5	0	1,2	3	4,5	計	0	1,2	3	4,5	free	計	+9.XE
		8:30 9:00 12:00 15:00																
		16:30 17:00 17:30 18:00																
		18:30 19:00 20:00 22:00																
		0:00 2:00 6:00 7:00																
		捨五	舎て) 三入し	目ってく	まで	を算 さい	出し 。	へる	そのお	合計	の端	数((小数	点 ′	1 桁)	を	П	
		る# 合に	ンて < 寺間 こ 限 ℓ	くだる 帯に1 0、(さい。	。た ては	だし 、	人 引に保	i R育る	る開きれ	所時 てい	間でる乳	ある。	311 見が1	逆事で 時間 人て 美しっ	を超	iえ 3場	
		O 1E も、 保育 小り	原見 すする 見とす	育りを持ちる。	数の 間帯 こと	保育 を除 や、	従事 き、 他σ	著 <i>(</i>) 保育)職員	D配置 育従調 員を配	置が 事者 配置	必要 が1. する	です 人と など	が、 なる 安全	複数 時間 全面(€	设にす 数の乳 帯を こ配 記差し	乳児を 記必要 息する	を 要最 る	
		必要ごと	要最/ か・2 こや、	」 小限(大遊で	び中、 の職	、食 員の	事中 配置	事の 3等に	D場で こよる	面で る安:	は重 全面	大事への	あり 配慮	が発さ	中、こ 生した ビを3	かすし	ル	
		★5人I ○5人I						ソック	ター									指導監督基準第1・2(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
		○ベビーシッター: 原則1:1 【保育従事者の配置状況】	
(2) 有資格者の数は人員配置基 準以上いますか。	はい・いいえ	に利用し、かつ、保護者が同意している場合は1:1としないことができます。 ★6人以上の施設 ○ 保育従事者の必要数のうち有資格者の数が3分の1以上である必要があります。(保育従事者が2人の施設及び、保育従事者1人が配置されている時間帯にあっては1人以上の有資格者が必要) ○ 月極契約乳幼児及び総乳幼児のいずれに対しても必要数を満たす必要があります。 ※ 有資格者:保育士、看護師、准看護師 ★5人以下の施設・ベビーシッター ○ 保育従事者のうち1人以上は有資格者又は家庭的保育者(都道府県等が行う保育従事者研修の修了者)である必要があります。	指導監督基準第1・1(2) 指導監督基準第1・2(2)
(3) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していませんか。	はい・いいえ	○ 国家戦略特区限定保育士は、本市において保育士と名乗れません。	指導監督基準第1・3,4
2 保育内容(1) 保育内容① 乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されていますか。	はい・いいえ	 ○ 保育所保育指針を参考に、発達の特徴、養護的な関わり、遊び、保育実施の留意事項等に配慮した保育を実施してください。 ○ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行してください。 ○ ベビーシッター以外の施設については、デイリープログラム等のカリキュラムが乳幼児の日々の生活リズムに沿ったものとなるようにしてください。 	指導監督基準第5・(1)ウ
② 必要に応じ、乳幼児に入浴 又は清拭をし、身体の清潔 が保たれていますか。	はい・いいえ	·	指導監督基準第5・(1)イ
③ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮していますか。	はい・いいえ	〇 乳児については、外気浴の機会を確保してください。	指導監督基準第5・(1)ウ
④ 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていますか。	はい・いいえ	○ 幼児については、屋外遊戯の機会を確保してください。	指導監督基準第5・(1)ウ
⑤ 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。	はい・いいえ	○ 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わるようにしてください。	指導監督基準第5・(1)エ
⑥ 年齢に応じて必要な遊具、 保育用品等が備えられてい	はい・いいえ	★ベビーシッター以外 ○ 遊具及び保育用品等については、衛生面に配慮してください。	指導監督基準第5・(1)才

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
ますか。 (2) 保育姿勢等 ① 施設長または事業者は、保育の質及び職員の資質の向上のため、必要な環境の確保に努めていますか。	はい・いいえ	 ○ 大型遊具を備える場合にあっては、安全性に配慮してください。 ★ベビーシッター ○ 保育の実施に必要な備品(玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの)等を備えるよう保護者に協力を求めてください。 ○ 施設内研修等により、保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の質の向上に努めてください。 前年度に実施または参加した研修実施日 研修内容	指導監督基準第5・(2)
② 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされていますか。	はい・いいえ	○ 配慮に欠ける行為の例 ① 身体的苦痛を与える(しつけと称したものも含む) ② ネグレクト ③ 差別的処遇 ④ 言葉の暴力	指導監督基準第5・(2)ウ
③ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	○ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる 場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、 専門的機関に対し適切な連絡に努めてください。	指導監督基準第5・(2)エ
(3) 保護者との連絡等 ① 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡していますか。	はい・いいえ	〇 保護者と密接な連絡を取ることに心がけてください。	指導監督基準第5・(3)ア
② 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされていますか。	はい・いいえ	○ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備してください。○ ベビーシッターについては、保護者の緊急連絡先、かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握してください。	指導監督基準第5・(3)イ
※ ベビーシッターは"3(1)"へ			
③ 保護者や利用希望者等から 乳幼児の保育の様子や施設 の状況を確認する要望が あった場合には、乳幼児の 安全確保等に配慮しつつ、 保育室などの見学が行える よう適切に対応しています か。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第5・(3)ウ
3 給食 (1) 衛生管理の状況 ① 食器類やふきん、まな板、 なべ等は十分に殺菌したも のを使用するごとによく洗い、滅 菌していますか。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第6・(1) 保育所における食事の 提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)
※ ベビーシッターは"3(2)"へ			保育所におけるアレル ギー対応ガイドライン (2019 年改訂版) (平成31 年4月厚生
② 調理室、調理方法、配膳は 衛生的ですか。	はい・いいえ	○ 残飯等や皿等が放置されることのないよう片付け、衛生的な環境を確保してください。	労働省) 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成
③ 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていませんか。	はい・いいえ	○ 食事後は十分な消毒を行ってください。	29 年6月 16日付け 生食発0616 第1号 通知)」 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」

	自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
4	原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じていますか。	はい・いいえ	→ 保存方法	(平成22年3月厚生 労働省) 「乳児用調製粉乳の安 全な調乳、保存及び取 扱いに関するガイドラ イン(世界保健機関国 連食糧農業機関共同作 成・2007年)」
	食事内容等の状況 乳児の食事を幼児の食事と 区別して実施しています か。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第6・(2)ア
2	健康状態(アレルギー疾患 等を含む。)等に配慮した 食事内容としていますか。	はい・いいえ	⇒ 対応方法	指導監督基準第6・(2)ア
3	市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容としていますか。	はい・いいえ・ 該当なし		
4	乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの 授乳後の処置を行っていますか。また、離乳食摂取後 の乳児についても食事後の 状況に注意が払われていますか。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第6・(2)イ
	献立に従った調理 食事摂取基準、乳幼児の嗜 好を踏まえ変化のある献立 により、一定期間の献立表 を作成し、この献立に基づ き調理がされていますか。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第6・(2)イ
(1)	健康管理・安全確保 乳幼児の健康状態の観察 登園(預かり)の際、健康 状態の観察及び保護者から の乳幼児の報告を受けてい ますか。	はい・いいえ	⇒ 報告の方法 報告内容※例:体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、	指導監督基準第7・(1)
	降園(引き渡し)の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われていますか。また、保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。	はい・いいえ	嫌等 ⇒ 報告の方法 報告内容	指導監督基準第7・(1)
	身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月 定期的に行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(2)
	乳幼児の健康診断 入所(利用)児の健康診断 はなるべく入所(利用)決 定前に実施し、未実施の場 合は入所(利用開始)後直 ちに行っていますか。	はい・いいえ	○ 保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これによ 入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてき 支えありません。	
2	健康診断は定期的に行われていますか。欠席児童のフォローはしていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日 ① 年 月 日 日 ② 年 月 日 日 ② 1 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	学校保健女全法施行規則第2章第1節、第2 節 指針第3章1(2)イ 指導監督基準第7・(3) 5
3	乳幼児の体質、かかりつけ 医の確認、 緊急時に備えた	はい・いいえ	⇒ 職員への周知方法	_

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
保育施設付近の病院関係の 一覧を作成し、全ての保育 従事者へ周知しています か。			
(4) 職員の健康診断 ① 採用時及び1年に1回行っ ていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(4) 労働安全衛生規則第 43条・第44条
② 調理・調乳に携わる職員に は、おおむね月1回検便を 実施していますか。	はい・いいえ		
※ ベビーシッターは"4(6)④"へ			
(5) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていいます	はい・いいえ	⇒ 備えている医薬品等の種類	指導監督基準第7・(5)
		※ 最低限必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	
(6) 感染症への対応 ① 感染症にかかっていること	はい・いいえ	⇒ <u>対応方法</u>	指導監督基準第7・(6)
がわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していますか。			
② 再登園時には、かかりつけ 医とのやりとりを記載した 書面等の提出などについ て、保護者の理解と協力を 求めていますか。	はい・いいえ	○ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねないでください。	
③ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されていますか。	はい・いいえ		
④ 手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策を講 じていますか。 ※ベビーシッターのみ	はい・いいえ	⇒ 講じている対策	
※ ベビーシッターは"4(8)①"へ			
(7)衛生管理等 ※①~②まで努力義務			指導監督基準第3・1(2) (児童福祉施設の設備及
① 感染症及び食中毒のまん延 防止のための研修を実施し ていますか。	はい・いいえ	○ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければなりません。	い連盟に関する基準第 10条)
② 感染症及び食中毒のまん延防止のための訓練を実施していますか。	はい・いいえ	→ 研修実施日 年 年 月 日 日 計練実施日 年 年 月 日 日	
(8) 乳幼児突然死症候群に対す			
る注意 ① 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。	はい・いいえ	 → 観察の間隔 ○歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 分 分 分 分 分 分 ○ 保育室に職員が在室するようにしてください。 	指導監督基準第7・(7)ア
② 乳児を寝かせる場合には、 仰向けに寝かせています か。	はい・いいえ	○ 窒息リスクの除去の方法 ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。 ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ ヒモ、またはヒモ状のもの(例:よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。	指導監督基準第7・(7) イ 平成28年3月「教 育・保育施設等におけ る事故防止及び事故発 生時の対応のためのガ イドライン【事故防止 のための取組み】~施 設・事業者向け~」

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
		ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。	
③ 保育室では禁煙を厳守していますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(7)「
9) 安全確保 ① 安全計画を策定しています か。	はい・いいえ	○ 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行ってください。	指導監督基準第7・(8)プ
② 職員に対し、安全計画について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法	指導監督基準第7・(8) -
③ 安全計画に定める研修及び 訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	→ 研修実施日 年 月 日 訓練実施日 年 月 日	
④ 保護者に対し、安全計画に 基づく取組の内容等につい て周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法	指導監督基準第7・(8)の
5 定期的に安全計画の見直し を行い、必要に応じて変更 を行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(8
⑥ 事業所の所外活動に対する 安全確保はなされています か。	はい・いいえ	○ 移動経路は安全な経路としてください。○ 引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数としてください。○ 携帯電話等の連絡体制を確保してください。	指針第3章3(2)
プール活動や水遊びを行う 場合は、監視体制の空白が 生じないよう、専ら監視を 行う者とプール指導等を行 う者を分けて配置し、その 役割分担を明確にしていま すか。	はい・いいえ・ 該当なし	○ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。○ このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください。	指導監督基準第7・18 平成29年6月16日 見保発0616第1号 「保育所、地域型保育 事業及び認可外保育的 設においてブール活 動・水遊びを行う場合 の事故の防止につい て」
⑧ 食事に関する情報や当日の 子どもの健康状態を把握 し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する とともに、食物アレルギー のある子どもについては生 活管理指導表等に基づいて 対応していますか。	はい・いいえ	⇒ 誤嚥等防止の取り組みについて記入してください。 ⇒ 食物アレルギーの対応方法について記入してください。	指導監督基準第7·(8
② 窒息の可能性のある玩具、 小物等が不用意に保育環境 下に置かれていないかなど について、保育室内及び園 庭内の点検を定期的に実施 していますか。	はい・いいえ	⇒ 点検の頻度毎	指導監督基準第7・(8
① 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ 対策・体制を記入してください。	指導監督基準第7・(8)ス
① 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行ってい	はい・いいえ・ 該当なし	○ 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。⇒ 所在の確認方法を記入してください。	指導監督基準第7・(8)7

(処遇)

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
まずか。			【地区の心臭が生】
(2) 見立 (2) により (2) により (2) により (2) により (2) により (2) により (2) にから (2) にがら (2) にが	はい・いいえ・ 該当なし	⇒ 「はい」を回答した場合、該当する車両の台数を記載してくださ 台 ○ 通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く 全ての自動車に原則として安全装置の設置が必要です。 ○ 座席が2列以下の自動車のほか、座席が3列以上あるものの、児 童が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を 隔絶することなど、利用の様態を勘案して、2列以下の自動車 と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるもの については、安全装置の設置は必要ありません。 ○ 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、 国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが 求められます。ガイドラインに適合する装置については、一覧 化したリストを下記URLにおいて公表しているので、当該リストを参考に選定することが可能です。 (掲載ページ)	指導監督基準第7 * (8) 丰
※ベビーシッターを除く		https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list	
(3) 事故防止のための職員のスキルアップ等は図られていますか。	はい・いいえ	 ○ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例(ヒヤリ・ハット事例)の収集や分析を行ってください。 ○ 講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ってください。 ○ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるように努めてください。 ○ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください。 	H25.1.18 事務連絡 「保育所及び認可外保 育施設における事故防 止の徹底等について」
④ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 直近の訓練実施日年月日	指導監督基準第7・(8)ク
(15) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていますか。	はい・いいえ	⇒ 損害賠償への備え	指導監督基準第7 · (8) ケ
(6) 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告していますか。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第7・8)コ 「特定教育・保育施設 等における事故の報告 等について」(会和5 年4月1日こ成安第2 号涌知)
① 事故発生時には事故の状況 及び事故に際して採った処 置について記録しています か。	はい・いいえ・ 該当なし	〇 記録は5年間保存してください。	与脚和人 指導監督基準第7・(8)サ
(18) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。	はい・いいえ・ 該当なし		指導監督基準第7·(8)シ